

子育て支援に関する施策の
年次報告
(平成23年度分)

平成24年9月

福島県

< 目 次 >

第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く環境

1 総論

(1) これまでの子育て支援の取組み	1
(2) 平成23年度の子育て支援体制を取り巻く環境	2

2 出生率等の現状

(1) 出生数、出生率の推移	5
①出生数と合計特殊出生率の推移	5
②年少人口と高齢人口の推移	6
(2) 将来の人口	7
(3) 少子化の要因とその背景	8
①未婚率の推移	8
②平均初婚年齢の推移	9
③少子化の背景	9

3 子育て支援の取組みの方向性

(1) 条例に基づく基本計画について	9
(2) 「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の概要	10

4 まとめ	11
-------	----

第2章 子育て支援に関する施策の進捗状況

1 復興への取組みと子育て支援施策	12
-------------------	----

2 震災対応以外の子育て支援に関する重点施策	15
------------------------	----

<基本方針Ⅰ>親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり	15
--------------------------------	----

<基本方針Ⅱ>子育ての支援	17
---------------	----

<基本方針Ⅲ>子育てと社会参加の両立のための環境づくり	22
-----------------------------	----

<基本方針Ⅳ>子どもの健やかな成長のための環境づくり	26
----------------------------	----

<基本方針Ⅴ>援助を必要とする子どもや家庭のための支援	30
-----------------------------	----

<基本方針Ⅵ>次代の親の育成	32
----------------	----

参 考

平成23年度少子社会対策関連予算（前年度当初予算との比較表）	36
--------------------------------	----

「子育てしやすい福島県づくり条例」	40
-------------------	----

第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く状況

1 総論

(1) これまでの子育て支援の取組み

[子どもは社会の宝であり、子どもが大切にされ、健やかに成長することは、社会全体の願いである。]

こうした基本的な考え方の下、本県では、平成7年3月に「安心して子どもを産み育てられる社会」を築くことを目的として、平成7年度から平成12年度を計画期間とした「うつくしま子どもプラン」を策定し、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりに取り組んできた。

その後、少子化の進行及び児童虐待問題の顕在化や増加など、子どもと家庭を取り巻く環境の変化を踏まえて計画を見直し、平成13年3月に平成13年度から平成17年度を計画期間とした「新うつくしま子どもプラン」を策定した。

この「新うつくしま子どもプラン」は、安心して子どもを産み育てることができるよう子育て支援の施策をさらに推進するとともに、子どもが大切にされ、子ども自身の持つ能力が十分発揮できるよう、子どもの意見を尊重した子育て環境づくりの視点を加え、施策の充実を図ったものであった。

しかし、依然として少子化の進行には歯止めがかからず、少子化が一層進行し、緊急に集中的な対策を講じる必要があり、また、次世代育成支援対策推進法が制定され、この法律に基づき都道府県行動計画を策定する必要があったことから、「新うつくしま子どもプラン」の見直しを行い、平成17年度から平成21年度を計画期間として、社会全体で子育てを支援するという理念の下、「うつくしま子ども夢プラン」を策定した。

この「うつくしま子ども夢プラン」においては、本県の特性を生かしながら、安心して子育てができるとともに、子どもが健全に育つことができるように、行政や企業をはじめ、地域の様々な団体、高齢者を含めた幅広い世代など、社会全体で新たな支え合いによる、子育て・子育てを支援していく体制づくりを進めることが重要として、「子育て支援を進める県民運動」を展開しながら、各種施策を総合的に推進してきた。

こうした取組みの展開に伴い、県内各地域に子育て支援団体が設立され、それぞれが活動の幅を広めることで、地域にその必要性が認められる存在となっていった。

平成22年3月には、県政運営の基本指針である新しい福島県総合計画の策定に合わせ「うつくしま子ども夢プラン」を見直し、平成22年度から平成26年度を計画期間とした「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」を策定した。

このプランにおいては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

が実現できる環境づくりや、多様なニーズに対応できる子育て支援サービスを整備する視点を中心に見直しを行い、社会全体での子育て・子育て支援をさらに推進することとしている。

社会全体で子育て・子育て支援を推進する気運の高まりの中、平成22年12月定例県議会において、議員提案による「子育てしやすい福島県づくり条例」が全会一致で可決、制定された。

本条例は、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築くという条例制定の趣旨を前文に掲げ、基本理念とともに県の責務、県民・地域社会・事業主・保護者の役割等について規定している。また、平成22年度から平成26年度を計画期間とする「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」を基本計画としている。

県では、この条例の制定を踏まえ、プランの実現に向けて施策を部局横断的に推進するため、組織体制の見直しを行い、平成23年6月に子育て支援担当理事を設置した。

(2) 平成23年度の子育て支援体制とそれを取り巻く環境

平成23年3月11日の東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本県は地震及び津波に加え、放射性物質の飛散による甚大な被害を受けた。

これらの災害により、多くの県民がふるさとを離れて、仮設住宅などに避難せざるを得なくなり、特に、放射線に対する感受性が高いと言われている子どもを持つ世帯は、健康被害を危惧し、県外へも避難することとなった。

こうした深刻な状況に対応し、県は「ふくしま」の子どもたちを放射線の影響から徹底的に守り抜くため、「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」として、子どもたちの健康と安全・安心を守るためのあらゆる対策を取りまとめ、積極的に実施してきた。これに先立ち、平成23年7月には関係団体とともに、緊急プロジェクト推進会議を開催し、「ふくしま」の子どもを守る緊急宣言を行い、県民一丸となって積極的に事業を実施することを確認した。

また、同年8月には、子育て支援に関する施策を総合的かつ一体的に推進する体制を強化するため、新たに知事を本部長として、「福島県子育て支援推進本部」を設置し、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の進行管理を行うとともに、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに、県を挙げて積極的に取り組んでいる。

「ふくしま」の子どもを守る緊急宣言

子どもは社会の宝であり、子どもが元気で明るく心身ともに健やかに成長することは社会全体の願いである。

しかし、今、東京電力福島第一原子力発電所で発生した原子力災害は、県民の安全と安心を根底から揺るがし、特に子どもたちの生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

「ふくしま」の未来を担う大切な子どもたち。その子どもたちが、青空の下で伸び伸びと活動できるよう、安全で安心な「ふくしま」を取り戻さなければならない。

また、県外に避難を余儀なくされ、ふるさとへの思いを募らせている子どもたち。その子どもたちの、一日も早く「ふくしま」へ帰りたいという願いに応えられるよう、震災前の笑顔あふれる「ふくしま」を再生させなければならない。

「ふくしま」の子どもを守り抜く。

この強い決意の下、県民の皆さん、関係団体、市町村、県が一丸となり、総力を挙げて、「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」に取り組み、豊かで美しく、子どもたちを健やかに育む福島県を再び築きあげていくことをここに宣言する。

平成23年7月8日

「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」推進会議会長

福島県知事 佐藤 雄平

平成24年4月1日現在の18歳未満の子どもの避難者数は、県内避難12,214人、県外避難17,895人、合わせて30,109人に上っており、震災の影響により、これまで各地域で積み上げてきた社会全体で支え合いながら子育て・子育を支援する体制の維持が大いに懸念される状況となっている。

現在も、原子力災害は収束せず、県民は依然として不安を持ったまま生活している状況にあるが、県としては、福島将来を担う子どもたちを守るため、あらゆる対策を実施していくこととしている。

東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ
(市町村が把握している人数)

(単位:人)

市町村名	平成24年4月1日現在の把握数			市町村名	平成24年4月1日現在の把握数		
	(18歳未満避難者数)				(18歳未満避難者数)		
	避難先別				避難先別		
県内	県外	県内		県外			
福島市	3,174	24	3,150	柳津町	0	0	0
会津若松市	53	0	53	三島町	1	0	1
郡山市	2,801	23	2,778	金山町	0	0	0
いわき市	3,641	1,475	2,166	昭和村	0	0	0
白河市	119	3	116	会津美里町	2	0	2
須賀川市	182	0	182	西郷村	44	0	44
喜多方市	10	0	10	泉崎村	13	0	13
相馬市	80	12	68	中島村	1	0	1
二本松市	316	3	313	矢吹町	54	0	54
田村市	387	344	43	棚倉町	7	0	7
南相馬市	5,606	1,969	3,637	矢祭町	2	0	2
伊達市	428	3	425	塙町	1	0	1
本宮市	84	1	83	鮫川村	3	0	3
桑折町	31	0	31	石川町	12	0	12
国見町	56	14	42	玉川村	7	0	7
川俣町	242	169	73	平田村	2	0	2
大玉村	21	1	20	浅川町	3	0	3
鏡石町	36	0	36	古殿町	0	0	0
天栄村	26	1	25	三春町	29	0	29
下郷町	0	0	0	小野町	13	0	13
檜枝岐村	0	0	0	広野町	970	707	263
只見町	0	0	0	楡葉町	1,210	942	268
南会津町	0	0	0	富岡町	2,597	1,629	968
北塩原村	0	0	0	川内村	279	204	75
西会津町	0	0	0	大熊町	1,896	1,285	611
磐梯町	2	0	2	双葉町	1,130	472	658
猪苗代町	5	0	5	浪江町	3,298	1,879	1,419
会津坂下町	3	0	3	葛尾村	195	173	22
湯川村	0	0	0	新地町	36	0	36
				飯舘村	1,001	881	120
				計	30,109	12,214	17,895

- ※ 原則として平成24年4月1日時点の避難者数である。
(2/10 会津坂下町、3/27 いわき市・須賀川市、3/31 田村市)
- ※ 相馬市、桑折町、小野町、新地町については、小中学生の区域外就学のみ把握。
- ※ いわき市については、地震や津波により市内の仮設住宅等に避難している者も含む。

2 出生率等の現状

(1) 出生数、出生率の推移

① 出生数と合計特殊出生率の推移

福島県の出生数は、戦後の第一次ベビーブームの昭和24年に約7万3千人をピークに激減し、第2次ベビーブームの昭和48年、49年頃に3万2千人台まで回復したが、その後は減り続け、平成14年には2万人を割り込み、平成22年には16,126人まで減少した。

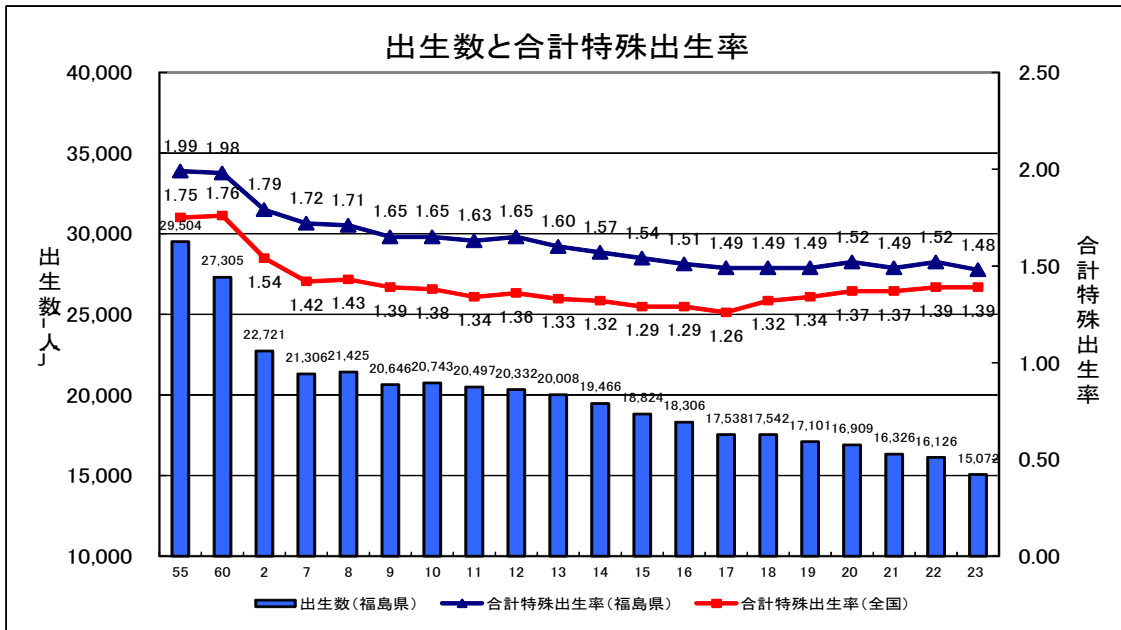
公表されている直近の数字で見ると、出生数は平成23年（概数）は15,072人で、前年より1,054人減少した。なお、平成22年の出生数が前年と比較して200人の減少であったのに対して、23年の出生数が大きく減少した要因として、妊婦の県外転出や生み控えなど、震災による影響が考えられるが、国の出生数が前年と比較して約2万人減少したという背景もある。

また、福島県の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む平均子ども数）は、人口置換水準（長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準）が2.07とされているところ、昭和の終わり頃に2.0に近い数字であったが、近年はそれを下回っている。

平成23年（概数）は全国の1.39を上回る1.48であり、順位は全国19位にある。

近年の傾向としては、福島県の出生数は図のとおり減少傾向にあるが、平成16年以降は、ほぼ横ばいとなっている。

一方、国の出生数は、平成19年以降は減少、増加を繰り返しており、平成22年から23年（概数）では2万606人減少しているが、合計特殊出生率は増減なしで推移している。



厚生労働省「人口動態統計」

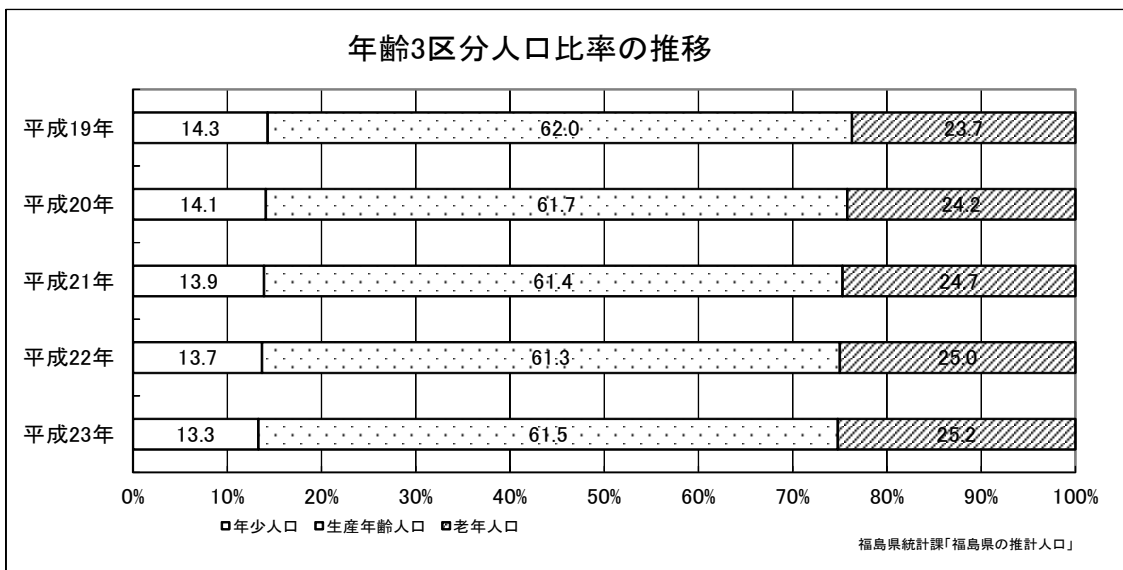
② 年少人口と高齢人口の推移

少子化の進行に伴い、年少人口（0から14歳）が減少するとともに、老年人口（65歳以上）の増加により、少子高齢化が進行している。

福島県の総人口に占める年少人口の割合は、年々低下し、平成23年10月1日現在13.3パーセントとなっている。

一方で、老年人口の割合は年々増加し、25.2パーセントとなっている。

平成8年に初めて老年人口割合が年少人口割合を上回って以来、その差は年々大きくなっており、今後もさらに拡大すると見られている。



(2) 将来の人口

少子化の進行や、流出傾向にある社会動態とあいまって、福島県の人口は、平成10年1月の2,138,454人をピークに減少傾向にある。

県の総合計画でも将来人口の予測をしており、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に、平成27年には198万人になると見通していた。

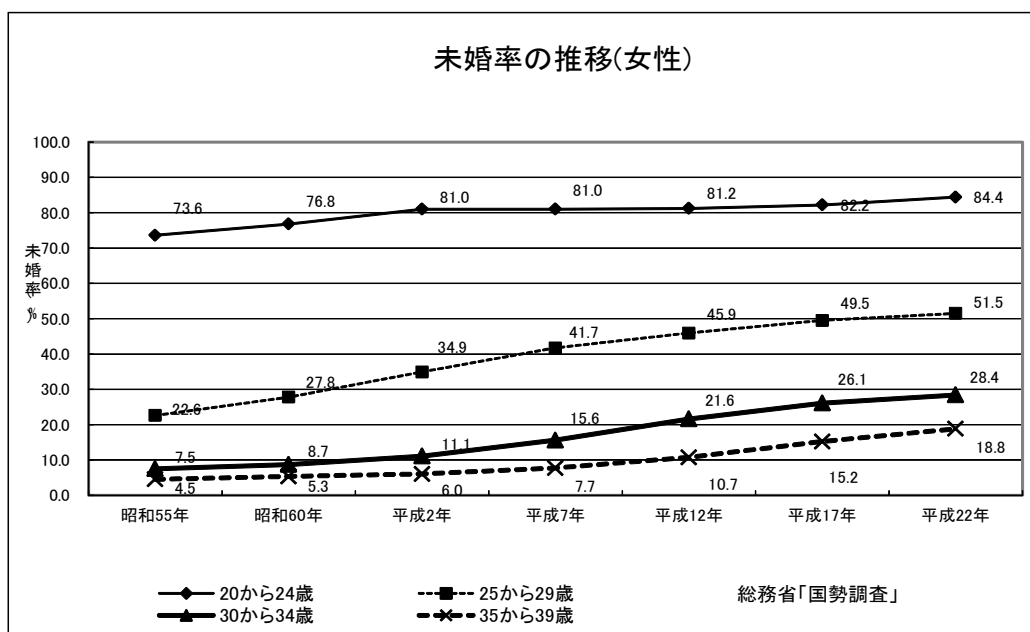
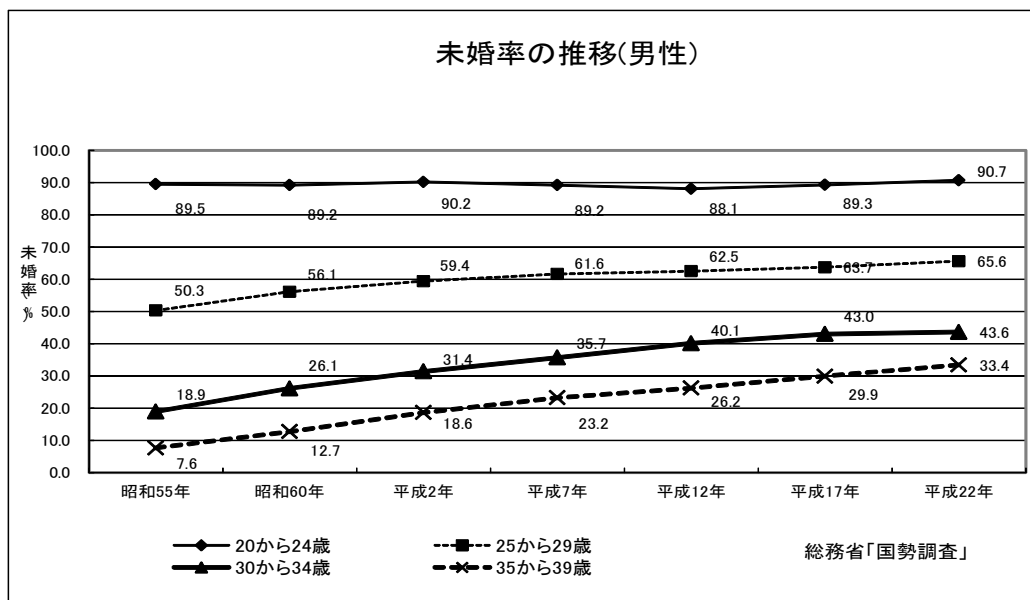
なお、平成22年国勢調査では、2,029,064人となっていたが、東日本大震災による人口流出により、平成24年7月1日現在の推計人口は、1,965,376人となっており、震災前の予想を上回る人口の減少が続いている。

(3) 少子化の要因とその背景

① 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、全国よりは低いものの、男性の20歳代前半を除いて全体的に上昇してきており、晩婚化の傾向が強くなってきている。

男女とも、20歳代後半及び30歳代の未婚率の上昇が目立つ。

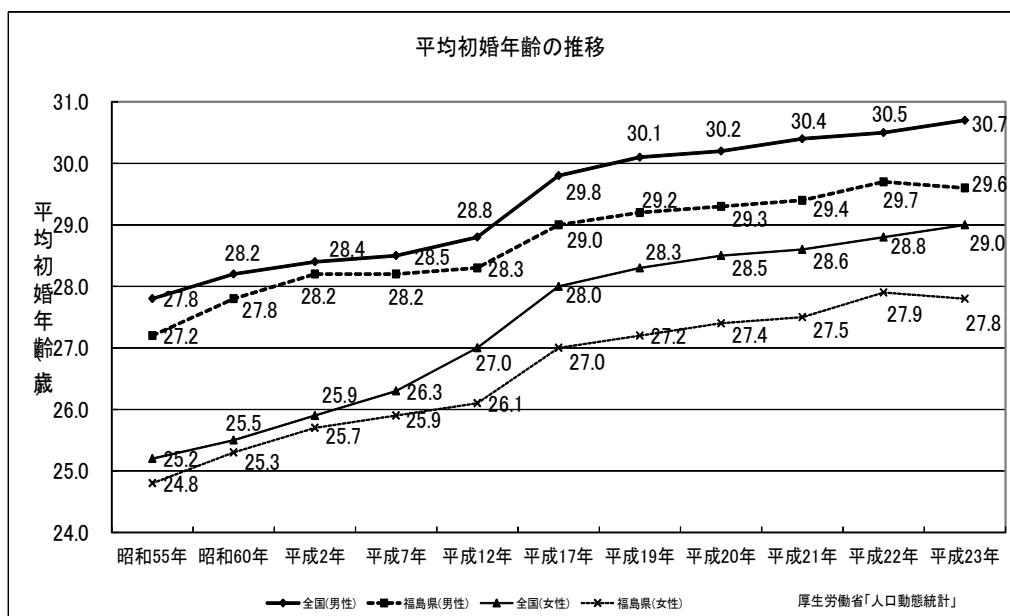


未婚率 (平成22年国勢調査)

	福島		全国	
	男性	女性	男性	女性
25～29歳	65.6%	51.5%	71.7%	60.3%
30～34歳	43.6%	28.4%	47.3%	34.5%

② 平均初婚年齢の推移

平均初婚年齢は、平成23年（概数）で男性は29.6歳（全国30.7歳）、女性は27.8歳（全国29.0歳）でともに全国第1位であり、全国に比べれば低いが、傾向としては徐々に高くなってきている。



③ 少子化の背景

平成20年度の県民意識調査では、「結婚は否定しないものの急いではない」「独身生活の利点を享受しているため今は結婚しなくてもよい」また、女性が男性より強く感じているものに、「仕事と家事あるいは育児を両立させる自信がない」ということがあり、こうした意識が未婚率の上昇につながっているものと考えられる。

また、景気低迷に伴う雇用情勢の悪化等により、将来への不安から結婚や出産をためらうことが、出生数の減の要因と考えられる。

さらに、若者の経済力の低下が、結婚できない若者を増やし、さらに共働き世帯を増加させ、出生数のさらなる減少を招いている。

社会的傾向としては、地域社会における人間関係の希薄化が、子育て世帯の孤立化にも影響し、子育てが家庭という狭い領域で行われることで、様々なマイナスの効果を及ぼし、それが出産を躊躇させる要因となっている。

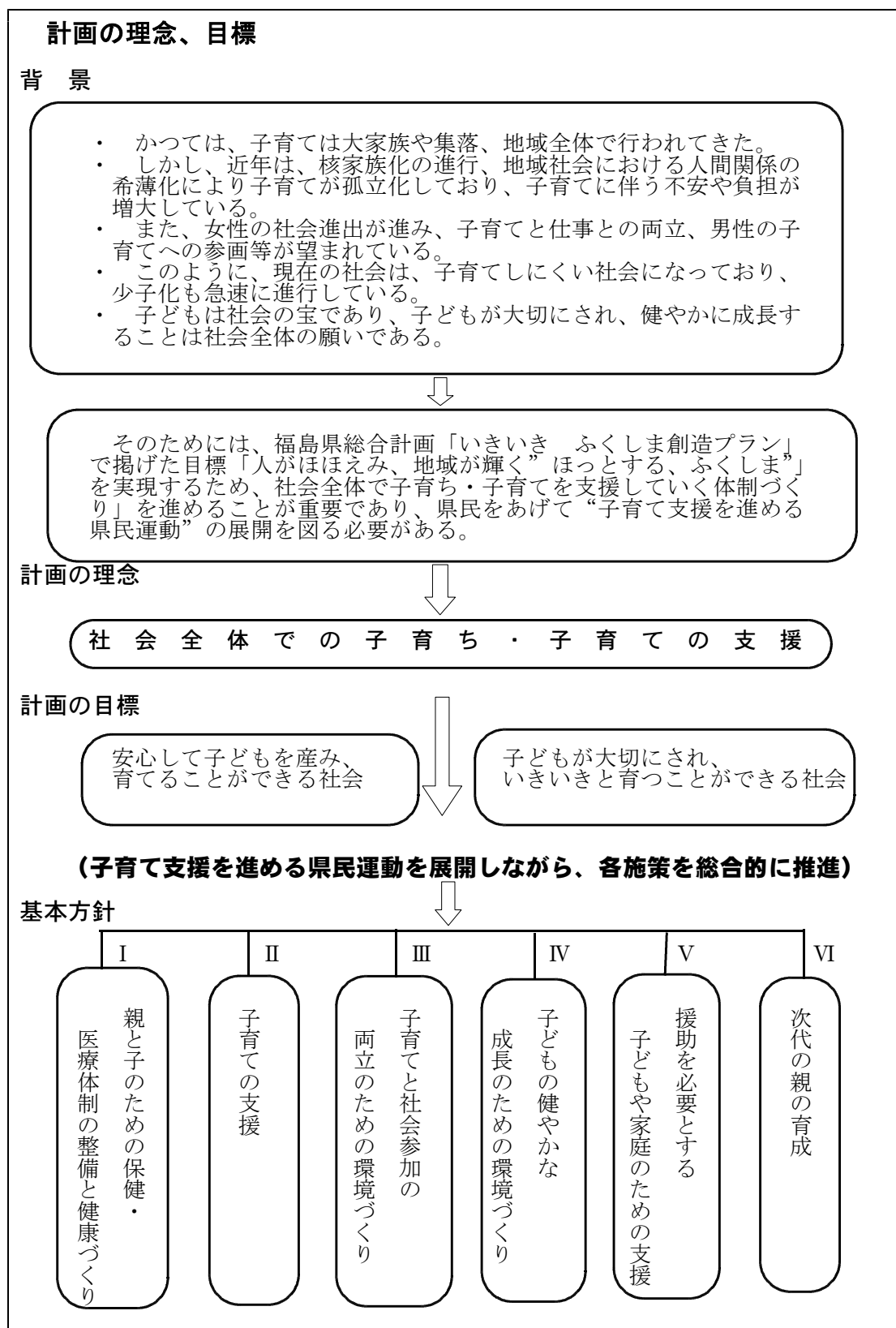
3 子育て支援の取組みの方向性

(1) 条例に基づく基本計画について

「子育てしやすい福島県づくり条例」には、その第9条で子育て支援に係る基本的施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めることが義務づけられており、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」が、条例に定める基本計画となっている。

(2)「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の概要

この計画は、下図にあるように、理念と目標の下に、6つの基本方針が定められており、基本方針の下に基本的施策、その下に行動計画が定められている。



4 まとめ

東日本大震災や原子力発電所の事故による影響により、現在も、多くの方々がこれまで住み慣れた土地から離れて、避難生活を余儀なくされている。

避難生活が長期化する中、避難している方々の、ふるさとで培ってきた地域のつながりや、人と人の縁を断ち切らないようにした上で、避難先の土地において新たな絆をつくり、地域全体で子育て支援を協力して進めていく体制を整えていくことが重要である。

また、避難者を受け入れる地域では、協力しながら新たな絆をつくって、これまで以上に地域全体で子育てを支援していくことが必要である。

県としては、こうした新しい絆づくりも含めて、今後とも市町村、県民、事業主、その他関係団体との連携の下、地域全体で子育てを支援していけるよう各種事業に取り組んでいかなければならない。

第2章 子育て支援に関する施策の進捗状況

1 復興への取り組みと子育て支援施策

平成23年度は、東日本大震災と原子力発電所の事故による被害への対応を中心に施策を展開した。

県は、「ふくしま」の子どもたちを放射線の影響から徹底的に守り抜くため、4つの観点から「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」を取りまとめ、平成23年7月には関係団体とともに、緊急プロジェクト推進会議を開催し、「ふくしま」の子どもを守る緊急宣言を行い、県民一丸となって積極的に事業を実施することを確認した。

また、同年8月には、復興に向けて希望の旗を掲げ、すべての県民が思いを共有するため、「福島県復興ビジョン」を策定し、「未来を担う子ども・若者の育成」を主要施策の一つとして位置づけ、「日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境の整備」に向け、取り組むこととした。その後、12月には「福島県復興計画（第1次）」を策定し、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の理念を盛り込んだ、「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」を重点プロジェクトの一つとして位置づけ、子どもたちが心身ともに健やかですくすくと育つことができる社会の実現に向け、積極的に各種事業に取り組んできた。

具体的には、「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」として、4本の柱「学校の安全・安心を守る」、「暮らしの安全・安心を守る」、「子どもの健康を守る」、「子どもの元気を守る」の下で各事業を行った（別表）。その他にも、被災児童の就学支援やサテライト方式での教育支援、心のケアなどを行った。

また、子どもたちが安心して医療を受けられるように、18歳以下の子どもの医療費無料化の方針を打ち出し、国に対して強く要望を行った。

既存事業においても、知恵や経験のある方（お年寄り等）と次世代の主役である子どもやその親とが互いに交流する取り組みである、地域の寺子屋推進事業について、避難所や仮設住宅での開催により、地域コミュニティの再生を支援するなど取組内容を広げていった。

<ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト 事業実績>

（平成24年3月末現在）

観 点	事 業	実 績
学校の 安全安心 を守る	校庭等土壌緊急 改良事業	学校、保育所、放課後児童クラブ、児童養護施設、障がい児施設など677d施設で表土除去等を実施した。
	線量低減化機器 等整備事業	学校、保育所、放課後児童クラブ、児童養護施設、障がい児施設などに対して、高圧洗浄機について1,216施設、泥落としマットについて1,234施設に整備した。
	校内環境緊急 改善事業	学校、保育所、放課後児童クラブ、児童養護施設、障がい児施設などに対して、エアコンについて748施設、扇風機について711施設に整備した。

観 点	事 業	実 績
暮らしの 安全安心 を守る	モニタリング ポスト緊急整備 事業	可搬型モニタリングポスト（発電所周辺及び県内全域） 525台、リアルタイム線量測定システム（学校、幼稚園、 保育所等）2,700台を設置した。
	線量低減化活動 支援事業	通学路等の除染を行う町内会やP T A等3,107団体に対 して補助を行った。
	都市公園環境 緊急改良事業	821公園について表土除去等を実施した。
子どもの 健康を 守る	線量計等緊急 整備支援事業	個人線量計の配付・貸出及びサーベイメーターの整備 について、全市町村で実施した。 子ども向けリーフレット26万部、大人向けリーフレッ ト2万7千部を配付した。
	ホールボディ カウンター整備 事業	ホールボディカウンター5台を導入した。 指定区域をはじめとして福島市、郡山市、いわき市、 白河市、須賀川市、伊達市、鏡石町、天栄村を対象と して、31,287人について検査を実施した。
	県民健康管理事 業	基本調査について、浪江町等の先行調査は54.9%、全 県民調査は21.9%の回収率であった。 詳細調査である甲状腺超音波検査については、指定区 域等の先行調査で38,114人に対して実施した。
子どもの 元気を 守る	ふくしまっ子 体験活動応援 事業	震災により子どもたちの活動環境が制限されている中 で、夏休み等に心身共にリラックスできる事業を実施 した。 ・ふくしまっ子体験活動応援 参加者総数397,881人 (うち子ども323,601人) ・自然の家体験活動応援 参加者総数 2,693人 (うち日帰り 1,723人、宿泊 970人) ・移動教室体験活動応援 参加者総数 65,842人 (うち子ども 61,120人)

なお、ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクトで取り組んだ事業については、平成23年度末に完了した事業を除き、平成24年度からは福島県復興計画の各プロジェクトに引き継がれている。

＜ 平成23年度 子育て支援に係る震災復興関連の主な取組概要 ＞
 (ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト事業を除く)

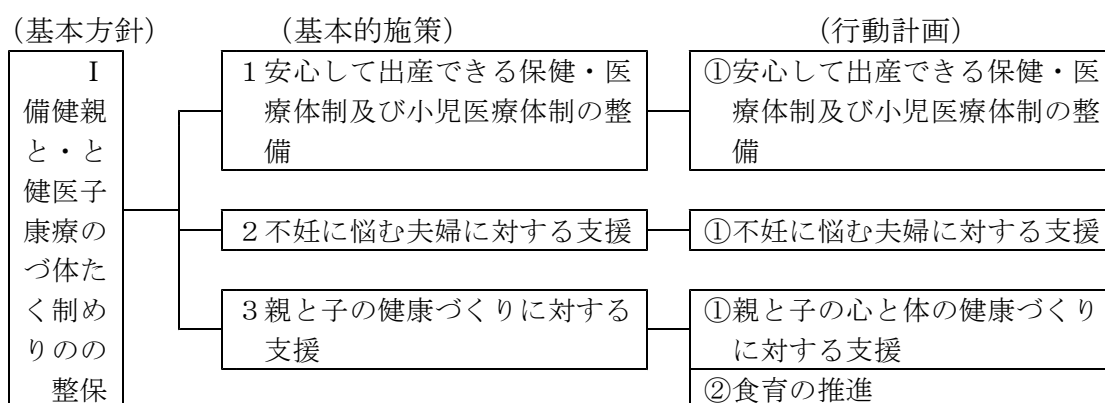
取 組	実 績
東日本大震災被災児童支援	各種民間団体及び個人からの寄附を原資とした基金により、震災により孤児、遺児となった児童の生活及び修学の支援を行った。
被災児童生徒等の就学支援	被災児童生徒等の就学支援を行うとともに、高等学校奨学資金貸付金に震災特例採用の制度を設け、就学支援を行った。
保育料の減免に対する支援	東日本大震災に伴う保育料の減免を実施する市町村に対して補助を実施した。
子どもの心のケア	児童相談所の専門的相談・支援体制を強化し、支援者等への研修会を開催するとともに、乳幼児健康診査での心の相談会及び親子遊びの教室を実施した。
地震・津波被害からの災害復旧	学校や保育所など、児童関係施設の復旧工事への補助を実施した。
仮設校舎の設置等	県立学校を対象として、応急仮設校舎等の設置を行った。また、仮設住宅に住む未就学児を対象とした保育事業への補助を実施した。
サテライト校支援	サテライト校において、生徒が一同に介して学校行事を行うためのバス借上げ、大学進学希望者の学力向上を図るための合同学習会、就職希望者が県内の就職面接会へ参加するためのバス借上げ、及び避難している中学生がサテライト校を受験する場合の他地区の受験会場までのバス借上げを実施した。
給食検査体制整備の支援	安心・安全な学校給食を提供するため、給食検査体制の整備を支援した。

2 震災対応以外の子育て支援に関する重点施策

ここでは、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の6つの基本方針について、その方針の内容と平成23年度の重点事業について説明していく。（一部、重点事業に指定されていない事業を含む。）

また、指標については、重点事業と関連の深いものをグラフ化し、その上で、基本方針ごとの指標の評価を記載した。

<基本方針 I> 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり



<基本方針の内容>

安心して子どもを産み、健康に育てることを支援するとともに、育児に不安や悩みを持つ親に対する援助を行う必要があります。このため、安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備を進めます。

また、不妊に悩む夫婦のための対策を推進します。

さらに、食育を推進する等、親と子の健康づくりに対する支援を行います。

<平成23年度重点事業>

特定不妊治療費助成事業

88,181千円

高度生殖医療（体外受精・顕微授精）による不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成するとともに、不妊に悩む夫婦への相談支援と不妊治療に関して普及啓発を行った。

実績：（1）特定不妊治療費助成件数 603件

（2）不妊総合相談事業 相談件数678件

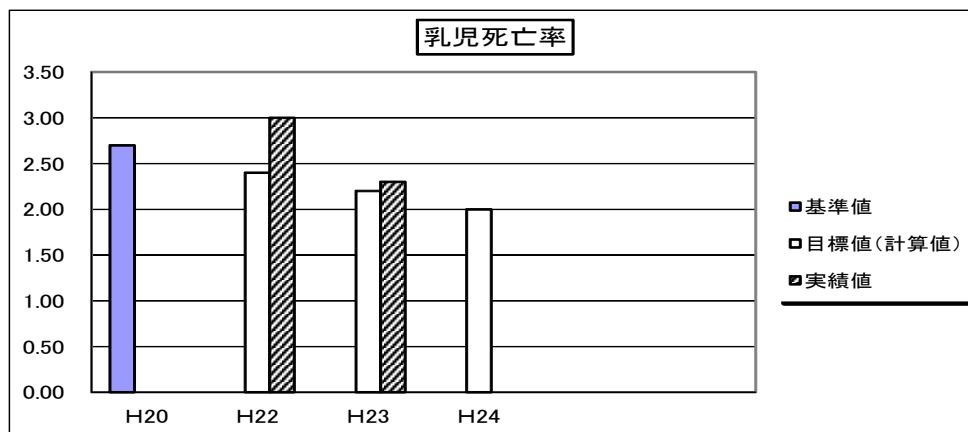
（3）不妊治療普及啓発事業 3地域で開催

小児救急電話相談事業

6,396千円

子どもの急病への対処法等について、保護者へアドバイスをする夜間の電話相談を実施した。

実績： 電話相談利用件数7,003件



※福島県医療計画に合わせ平成24年度を目標年度としている。

- 計画策定時の基準値である平成20年度の2.7をもとに、目標を設定しており、平成23年度は計算上の目標値を達成できなかったが、乳児死亡率は前年度より大きく減少した。

<指標評価>

「基本方針Ⅰ」についての指標評価

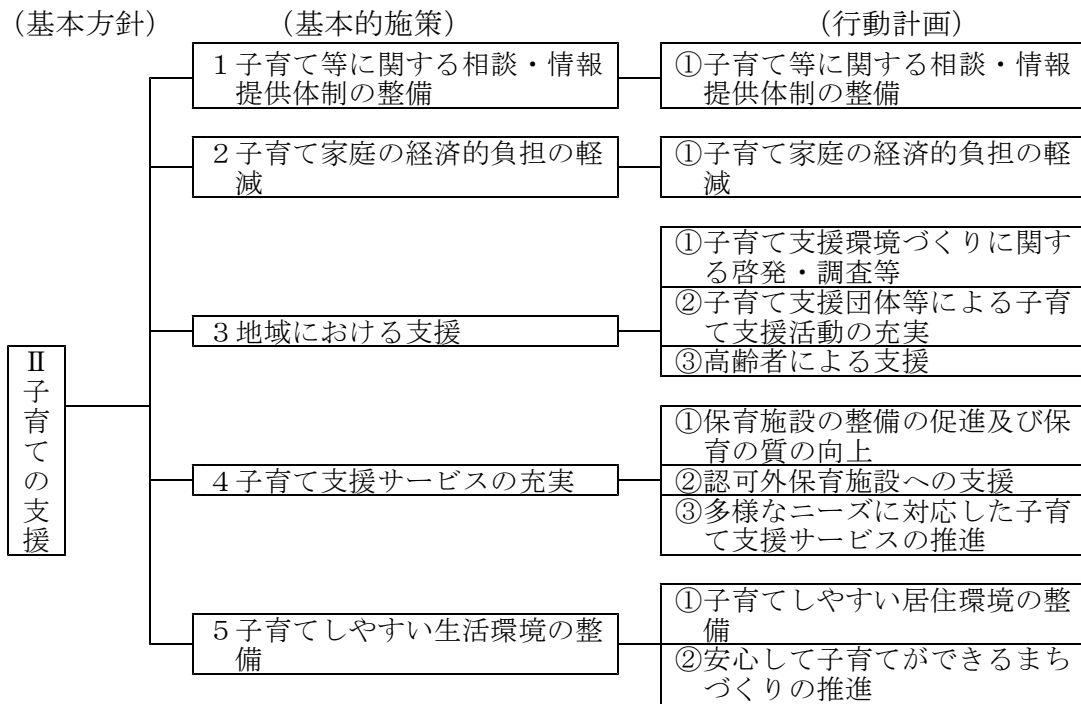
施策に関する指標	基準値(計画策定時の値) A	目標値(平成26年度) B	計算値 C <small>基準値からの経過年数により算出したH23年度目標値</small>	実績値(平成23年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※
Ⅰ 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり						
周産期死亡率	H20 5.3	H24 3.7以下	4.1以下	3.6	141.7%	A
乳児死亡率	H20 2.7	H24 2.0以下	2.2以下	2.3	80.0%	B
小児救急電話相談事業相談件数	H20 6,429件	6,960件	6,695件	7,003件	215.8%	A
1歳6か月児健診の受診率	H19 94.9%	100.0%	97.1%	H22 96.1%	54.5%	B
3歳児健診の受診率	H19 93.1%	100.0%	96.1%	H22 93.9%	26.7%	C
養育支援訪問事業実施市町村率	H21 33.9%	50.8%	40.7%	49.2%	225.0%	A
乳児家庭全戸訪問事業実施市町村率	H21 86.4%	100.0%	91.8%	91.5%	94.4%	B
朝食を食べる児童・生徒の割合	H21 95.4%	96.0%以上	95.6%以上	96.3%	450.0%	A
学校給食における地場産物活用割合	H20 34.7%	40.0%以上	37.4%以上	-%	-	-

※ 達成状況のAは実績値が目標値（計算値）以上のもの、Bは実績値が目標値の5割以上であるもの、Cは実績値が目標値の5割未満のもの、Dは実績値が計画の基準値同じか下回っているものとなっている。

（目標未達成の理由）

指 標	評価	理 由
乳児死亡率	B	東日本大震災による死亡児があったこと、また、乳児死亡の死因の中で「先天性奇形・変形及び染色体異常」が最も多く、「不慮の事故」や「突然死症候群」の増加がみられることが、死亡率の減少を緩やかにしていると考えられる。
1歳6か月児健診の受診率	B	病気での医療機関通院や入院により、未受診となってしまう場合が考えられる。
3歳児健診の受診率	C	病気での医療機関通院や入院により未受診となってしまう場合が考えられる。
乳児家庭全戸訪問事業実施市町村率	B	震災対応業務が優先されたため、新たに取り組む市町村がなかったことによる。
学校給食における地場産物活用割合	—	東日本大震災により、平成23年度調査中止。

＜基本方針Ⅱ＞子育ての支援



＜基本方針の内容＞

核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化等に伴い、子育てが孤立化するとともに、共働き家庭やひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、子育てにおける負担の軽減や地域における子育て支援体制の整備が求められています。

このような中、社会全体で子育て世帯を支援するため、子育て支援を進める県民運動を一層推進してまいります。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等を推進する中で、多様な働き方に対応した子育て支援サービスの整備が求められています。

このため、安心して子育てができるよう相談・情報提供体制を整備するとともに、保育サービスを含む多様な子育て支援サービスの整備・充実を図り、子育てに関する団体や高齢者等、地域における様々な社会資源による子育ての支援を図ります。

加えて、妊娠から子育て、さらには教育に要する費用への負担感が增大しているため、経済的負担の軽減を図ります。

さらに、住宅や居住環境、まちづくり等において、子育てしやすい生活環境の整備を図ります。

＜平成23年度重点事業＞

①新地域の子育て力向上事業

212,376千円

地域の子育て力を向上させるため、県が各種子育て支援に関する事業を実施するとともに、市町村や子育て民間団体が企画した子育て支援事業への補助を行った。

また、男性の子育てに対する社会的気運の向上を図るため、イベントを開催した。

実績：県企画事業－子育て支援者の人材育成のためのアンケート調査を実施したほか、各保健福祉事務所（相双を除く）において、地域の実情に合わせた子育て支援事業を実施した。

市町村企画事業－30市町村に対して補助を行った。

民間団体企画提案事業－10団体に対して補助を行った。

父親の子育て（イクメン）推進事業

－父親の子育て参加を推進するためのイベントを開催した。

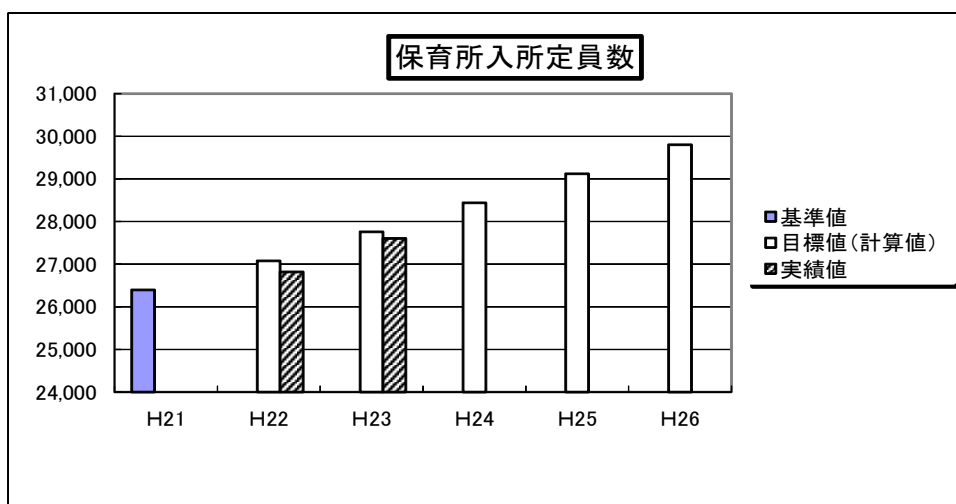
（参加者約350名）

②保育所等整備事業

141,543千円

安心こども基金を活用し、保育所や子育て支援のための拠点施設に対する補助を行った。

実績：保育所 3市2町 5施設



- 保育所入所定員数については、各市町村とも東日本大震災の影響による災害復旧整備を優先させたことにより、目標数には届かなかった。

子育て応援パスポート事業

2,060千円

子どもがいる世帯にパスポート（ファミたんカード）を交付するとともに、協賛事業者を募集し、当該企業等を利用する際にパスポートを提示することにより各種サービスを受けることができる仕組みを推進した。

実績：協賛店舗数4,691店（平成24年3月末現在）

ファミたんカード交付枚数334,221枚（平成24年3月末現在）

広域連携は、平成21年11月1日から茨城、栃木、群馬の各県と、平成22年6月1日からは新潟県と連携を開始し、相互に同様のカード事業によるサービスを受けることができるようになった。

<指標評価>

「基本方針Ⅱ」についての指標評価

施策に関する指標		基準値(計画策定時の値) A	目標値(平成26年度) B	計算値 C <small>基準値からの経過年数により算出したH23年度目標値</small>	実績値(平成23年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※
Ⅱ 子育ての支援							
子育て支援等に関するホームページへのアクセス件数	H20	152,420件	155,000件	153,710件	155,215件	216.7%	A
メールマガジン「ふくしまエンゼルサポート」登録者数(累計)	H21	165人	250人	199人	220人	161.8%	A
子育て支援を進める県民運動関連事業参加者数(22~26年度累計)	H20	86,417人	150,000人	60,000人	90,208人	150.3%	A
地域子育て支援拠点(センター型・ひろば型・児童館型)施設数(累計)	H20	67カ所	95カ所	81カ所	75カ所	57.1%	B
ファミリー・サポート・センターの設置数(累計)	H20	23カ所	30カ所	27カ所	26カ所	75.0%	B
保育所入所定員数	H21	26,396人	29,800人以上	27,758人以上	27,604人	88.7%	B
延長保育実施施設数	H20	182カ所	229カ所	198カ所	H22 218カ所	225.0%	A
休日保育実施施設数	H20	7カ所	18カ所	11カ所	7カ所	-	D
一時預かり実施施設数	H20	86カ所	124カ所	105カ所	114カ所	147.4%	A
特定保育実施施設数	H20	14カ所	18カ所	15カ所	18カ所	400.0%	A
病児・病後児保育実施施設数	H20	9カ所	26カ所	15カ所	12カ所	50.0%	B
バリアフリー化施設整備が完了した主要鉄道駅の数(累計)	H20	5駅	6駅	6駅	6駅	120.0%	A
乗合バス会社におけるノンステップバスの導入率	H20	2.3%	5.0%以上	3.7%以上	H22 未 4.6%	164.3%	A
すべての人が安心して通れるように配慮して整備された歩道の延長	H20	467km	580.0km以上	523.5km以上	567km	177.0%	A
「やさしさマーク」を取得した既存県有建築物数(累計)	H20	52棟	57棟	54棟	60棟	400.0%	A
「やさしさマーク」交付数(累計)	H20	380件	500件	440件	407件	45.0%	C
おもいやり駐車場協力施設数(累計)	H20	0カ所	1,200カ所	600カ所	1,097カ所	182.8%	A

(目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
地域子育て支援拠点 (センター型・ひろ ば型・児童館型) 施 設数 (累計)	B	平成24年4月に2か所事業開始するなど後 年度に整備する市町村が多く、平成23年度時 点では増加傾向にあるが、計算値には至らな かった。
ファミリー・サポート ・センターの設置数 (累計)	B	平成24年度に1市実施予定であるが、平成23 年度中の増加ではなかった。
保育所入所定員数	B	東日本大震災の影響による災害復旧整備を優先し たことにより、新設予定の保育所整備が遅れた。
休日保育実施施設数	D	認定こども園の整備に合わせて実施するなど後年 度に実施する予定の市町村が多く、平成23年度に は実施施設数が伸びなかった。
病児・病後児保育実施 施設数	B	平成23年度に2カ所増加したものの、計算値に は至らなかった。
「やさしさマーク」 交付数 (累計)	C	景気低迷の影響により、建築物の着工件数が 減少しており、また、基準を満たす施設整備へ 投資する事業者も少なかった。

＜基本方針Ⅲ＞子育てと社会参加の両立のための環境づくり

(基本方針)	(基本的施策)	(行動計画)
Ⅲ の加子 環の育 境両て づ立と くの社 りた会 め参	1 男女共同参画による子育ての推進	①男女共同参画の推進 ②男性の子育て参画の推進
	2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した環境の整備	①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した働き方の普及促進 ②育児休業制度等の定着と充実
	3 出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進	①出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進

＜基本方針の内容＞

女性の社会進出が進み、結婚、子育てと仕事の両立を望む女性が多くなり、共働き家庭が増加しています。

また一方で、固定的な性別役割分担意識はいまだ社会に根強く残っており、女性にとっての家事や子育ての負担は重いものとなっており、このような観点からも、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することが、大変重要な課題となっています。

このため、個人の価値観を尊重するのはもちろんですが、男女がともに子育てに関わっていく社会づくりを進めるとともに、子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、子育てに配慮した働き方の普及促進や職場における子育て支援の促進を図ります。

さらに、育児休業制度等の定着と充実を図るとともに、出産や子育てのためにいったん退職した人の再就職のための支援を進めます。

＜平成23年度事業＞

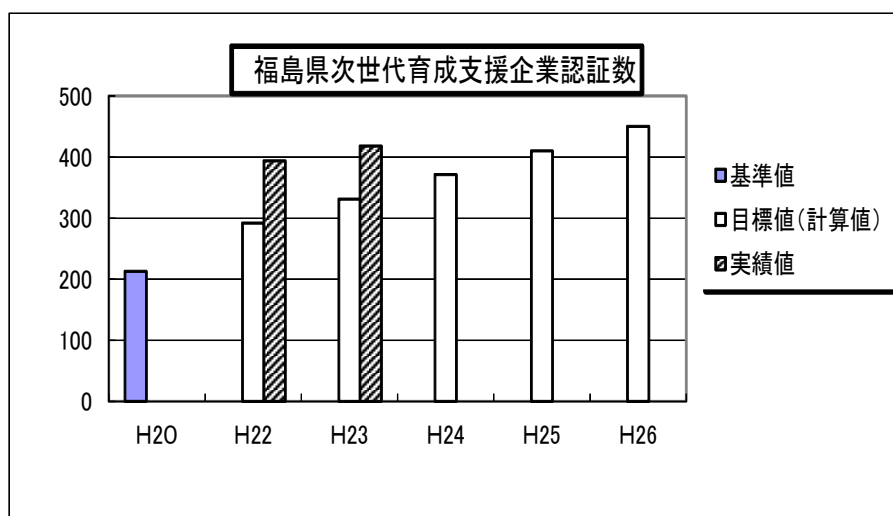
次世代育成・少子化対策推進事業

1, 160千円

一般事業主行動計画を策定し、仕事と育児の両立支援に取り組んだ結果、育児休業取得者が生じた中小企業や、仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりに向けて総合的な取組みを行っている企業を認証した。

実績：(1) 子育て応援中小企業認証 14社

(2) 仕事と生活の調和推進企業認証 11社



- 福島県次世代育成支援企業（家庭と仕事が両立できる、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を県が認証するもので、認証を受けると、企業の社会的な評価が高まる。）の認証数は、計算上の目標値を大きく上回って伸びている。

男女共生センター管理運営事業（研修事業）

634千円

男女共生センターにおいて各種講座を実施し、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図った。

実績：（1）男女共同参画基礎講座

（2）女性のチャレンジ応援講座

（3）教師のためのヒューマンライツセミナー

（4）健康セミナー

（5）未来館ボランティアセミナー

（6）市町村男女共同参画担当者研修

（7）研修講師派遣事業

参加者数 合計1,719名

<指標評価>

「基本方針Ⅲ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値(計画策定時の値) A	目標値(平成26年度) B	計算値 C 基準値からの経過年数により算出したH23年度目標値	実績値(平成23年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※
Ⅲ 子育てと社会参加の両立のための環境づくり						
男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数(22~26年度累計)	H20 0人	4,000人	1,600人	2,955人	184.7%	A
市町村における男女共同参画計画の策定率	H20 38.3%	70.0%	54.2%	H23.4 45.8%	47.2%	C
ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	H20 4.7%	10.0%	7.4%	3.9%	-	D
福島県次世代育成支援企業認証数(累計)	H20 213社	450社以上	332社以上	418社	172.3%	A
年次有給休暇の取得率	H20 50.3%	60.0%	55.2%	47.8%	-	D
育児休業取得率(女性)	H20 85.4%	90.0%	87.7%	97.3%	517.4%	A
育児休業取得率(男性)	H20 0.6%	5.0%	2.8%	1.2%	27.3%	C
出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	H20 14.0%	20.0%	17.0%	13.4%	-	D

(目標未達成の理由)

指標	評価	理由
市町村における男女共同参画計画の策定率	C	震災対応業務等が優先されていることから、計画の策定に至っていない。
ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	D	規模が大きい企業ほど高く、小さい企業ほど低くなっている。規模が小さい企業は、景気低迷の影響を受けやすく、ポジティブ・アクションそのものへの意識が低いのではないかと考えられる。 (ポジティブ・アクション) 女性の能力を十分に活かし、実質的な男女均等取扱いを実現するため、個々の企業が行う自主的かつ積極的取組み。

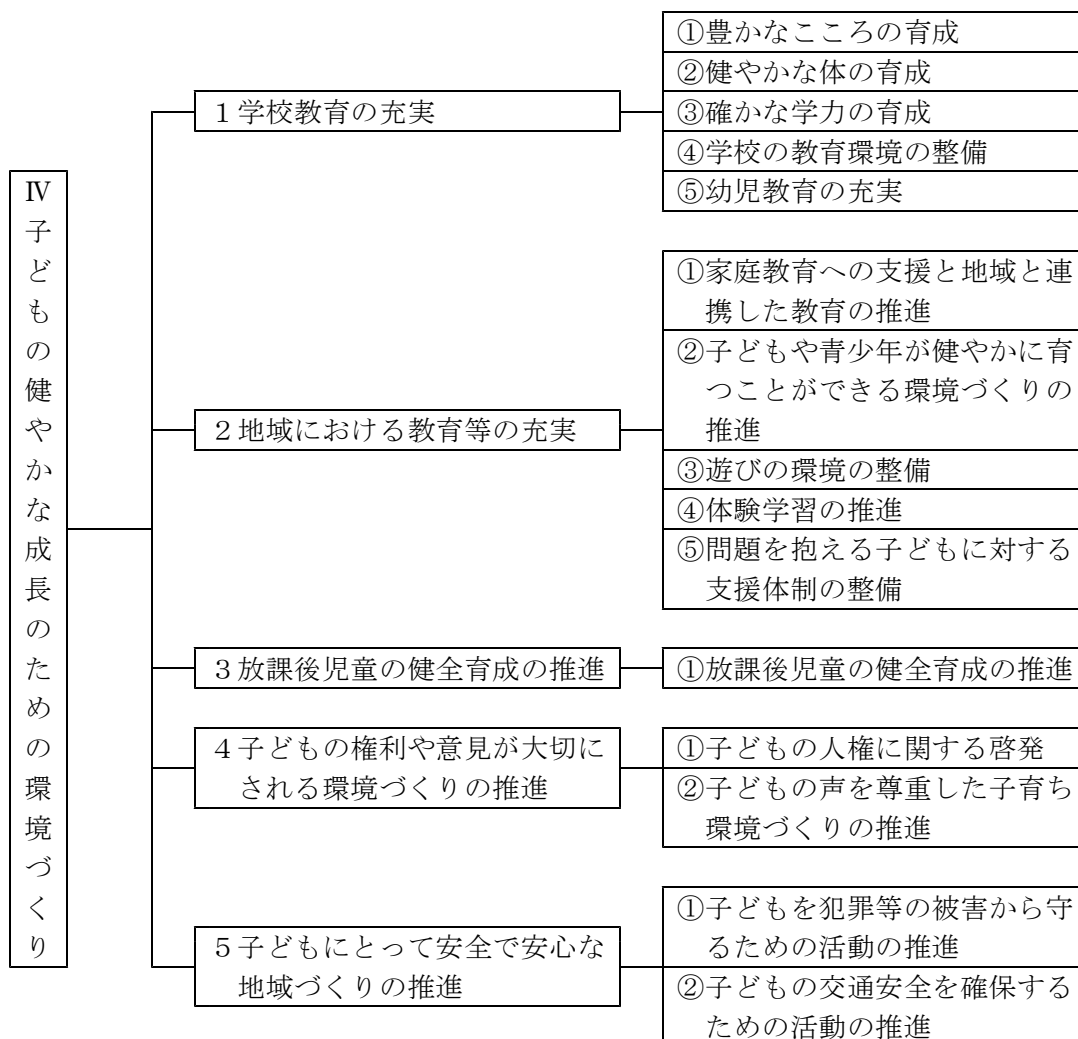
指 標	評価	理 由
年次有給休暇の取得率	D	年次有給休暇を取得することにためらいを感じる労働者が多いなど、職場環境の改善が進んでいない。
育児休業取得率 (男性)	C	景気低迷による職場の人手不足や家計の悪化で、育児休業を取得できない人が多いためと考えられる。
出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	D	景気低迷による業績悪化から、人員確保を最小限とするため、再雇用への配慮まではできない企業も多いのではないかと考えられる。

＜基本方針Ⅳ＞子どもの健やかな成長のための環境づくり

(基本方針)

(基本的施策)

(行動計画)



＜基本方針の内容＞

子どもが健やかに、また、個性豊かに育つことができる環境づくりのため、学校及び地域における教育の充実を図り、放課後の児童の健全育成を推進するとともに、遊びや体験学習に係る環境整備を進めます。

また、子どもの人権に関する啓発等、子育てしやすい環境づくりを進め、子どもの健全育成を図るとともに、犯罪被害の防止や交通安全等、子どもにとって安全で安心な地域づくりを進めます。

＜平成23年度重点事業＞

「確かな学力」向上プラン

29,847千円

小・中学校においては、授業改善のための定着確認シート活用実践事業により定着確認シートを活用した。また、児童生徒の学習習慣や生活習慣を確立するために、ホームページに掲載した学習ノートを活用するなど、各学校における日々の授業の改善に役立った。

高等学校においては、生徒の進路希望実現を目指した各学校の学力向上やキャリア教育に関する取組を支援するとともに、早い段階から生徒の知的探求心の向上を図り、学習意欲の高い生徒を育成する各学校の取組を支援した。また、各地区の成績上位者を一同に集めて合同学習合宿を実施した。

実績：(1) 授業改善のための定着確認シート活用事業 6回実施

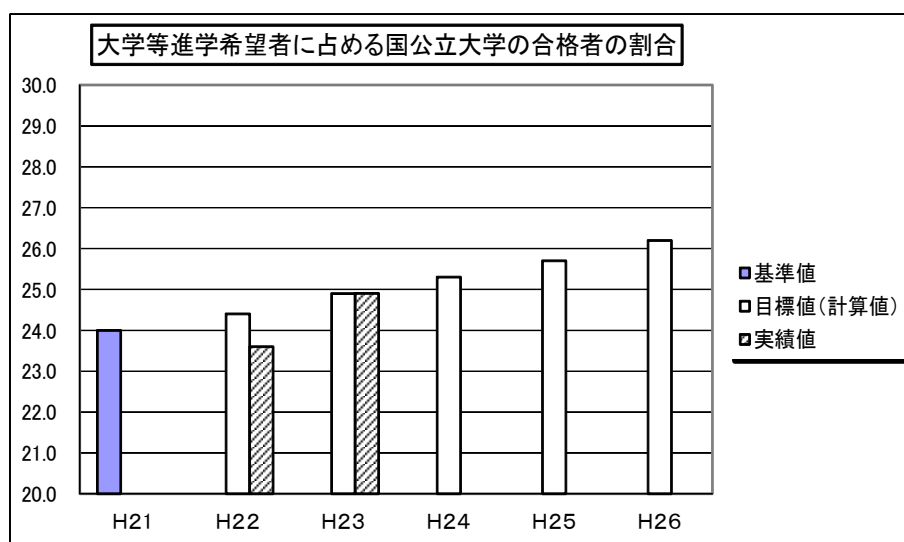
実施教科 国語、算数・数学、英語、理科

(小学校は4回実施、中学校は2回実施)

(2) 「確かな学力」向上のための基礎力育成プラン 実施26校

(3) 大学進学希望実現事業 実施15校

(4) 合同学習セミナー 参加者1年生123名、2年生92名



- 大学等進学希望者に占める国公立大学の合格者の割合が増加し、平成23年度の計算上の目標値に到達した。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 541,324千円

共働き家庭など留守家庭の概ね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るとともに、子育て世帯の負担を軽減し、子育てと仕事の両立が図られるよう支援した。

実績：事業実施市町村 39市町村1社会福祉協議会

補助対象クラブ数 231クラブ

<指標評価>

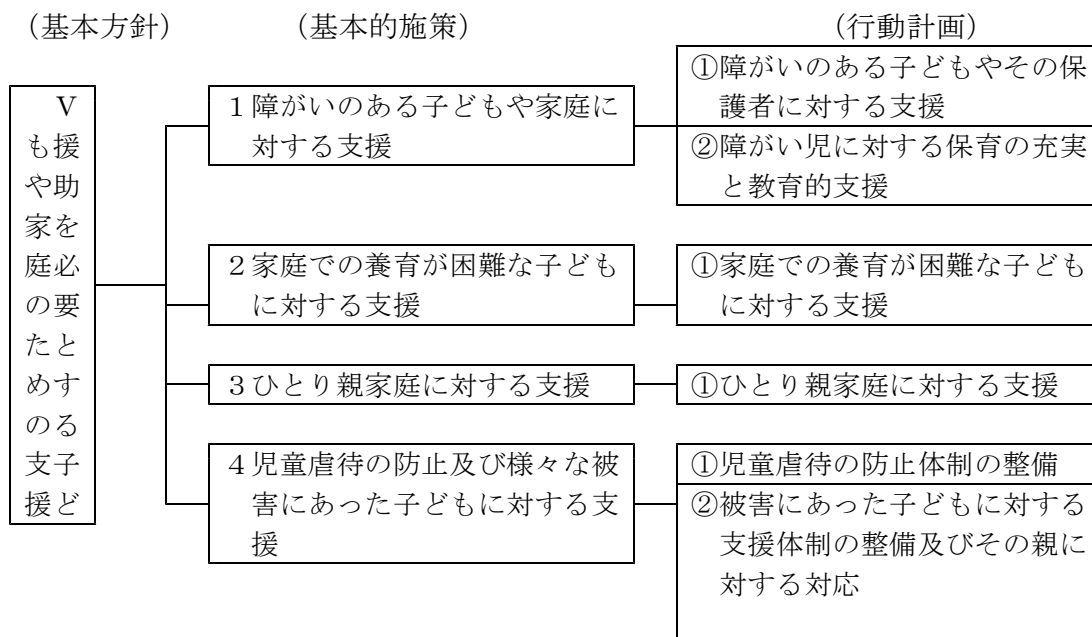
「基本方針Ⅳ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値(計画策定時の値) A	目標値(平成26年度) B	計算値 C 基準値からの経過年数により算出したH23年度目標値	実績値(平成23年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※	
Ⅳ 子どもの健やかな成長のための環境づくり							
不登校の件数	H20	1,746 人	1,300 人以下	H22	1,575 人	114.8%	A
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(小学校5年生男子)	H20	100.2	101.0 以上		—	—	—
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(小学校5年生女子)	H20	101.9	102.5 以上		—	—	—
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(中学校2年生男子)	H20	99.8	101.5 以上		—	—	—
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(中学校2年生女子)	H20	99.4	101.0 以上		—	—	—
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合(小学校)	H21	99.1	102.0 以上		—	—	—
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合(中学校)	H21	100.6	102.0 以上		—	—	—
大学等進学希望者に占める国公立大学の合格者の割合	H20	24.0 %	26.6 %以上		24.9 %	100.0%	A
公立幼稚園における小学校との連携活動実施率	H20	92.8 %	100 %		96.7 %	108.3%	A
有益な映画、書籍等の推奨数(累計)	H20 映画	82 本	87 本		85 本	100.0%	A
	H20 図書	108 冊	140 冊		127 冊	118.8%	A
一人当たりの都市公園面積	H20	11.85 m ² /人	12.5 m ² /人		— m ² /人	—	—
放課後児童クラブ設置数	H21	322 カ所	362 カ所以上		328 カ所	37.5%	C

(目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
全国体力・運動能力、 運動習慣等調査にお ける新体力テストの 全国平均との比較割 合（小学校5年生男 女）（中学校2年生男 女）	－	東日本大震災により、平成23年度調査中止。
全国学力・学習状況 調査の全国平均正答 率との比較割合（小 学校）（中学校）	－	東日本大震災により、平成23年度調査中止。
一人当たりの都市公 園面積	－	東日本大震災により、平成22年度実績の調 査未実施のため、把握不能。平成23年度実績 の調査を今年度実施予定。
放課後児童クラブ設 置数	C	東日本大震災の影響により、休止中のクラブ が多数あるため、平成22年度実績より下がって いる。

<基本方針V> 援助を必要とする子どもや家庭のための支援



<基本方針の内容>

障がいのある子どもや家庭において適切な養育を受けることができない子ども、ひとり親家庭等の援助が必要な子どもや家庭への支援を進めます。

また、児童虐待の防止体制を整備し、関係機関との協力・連携を図りながら、犯罪やいじめ、虐待等にあった子どもに対する支援等を進めます。

<平成23年度重点事業>

ひとり親家庭等在宅就業支援事業

362,596千円

ひとり親家庭等の自立を促進するため、ひとり親にとって家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業について、能力開発のための訓練プログラムを実施するとともに主にITを用いた在宅就業業務の開拓を行い、就業を支援した。

実績：参加申し込み数 946人（募集定員 500人）

参加者数 514人

特別支援教育総合推進事業

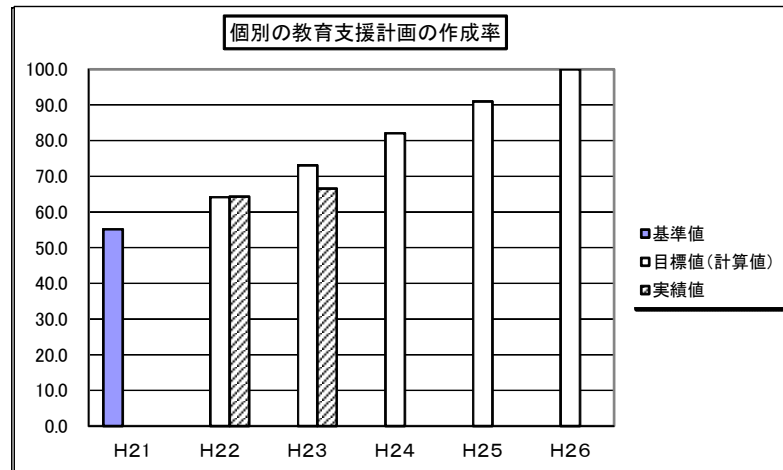
1,795千円

市町村が、障がいのある幼児児童生徒の特別支援教育を総合的に推進できるよう、市町村が関係機関と連携して行う支援体制整備の取組みや、特別支援教育の充実を図る取組みを支援した。

実績：市町村において各種研修会や啓発セミナー等を実施。

障がい福祉課と連携して相談支援ファイル作成を支援。

36市町村で教育と保健福祉が連携した支援体制を整備。



○ 作成率は上がっているが、震災対応により実施困難な地域があったため、目標値には届かなかった。

<指標評価>

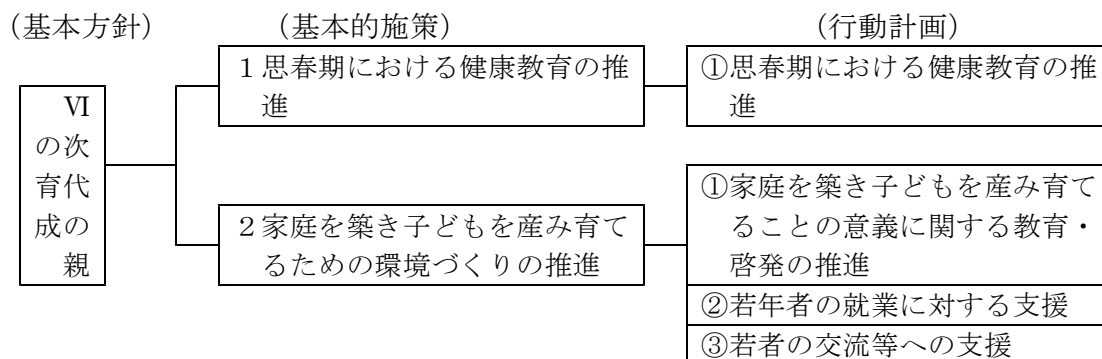
「基本方針Ⅴ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値(計画策定時の値) A	目標値(平成26年度) B	計算値 C <small>基準値からの経過年数により算出したH23年度目標値</small>	実績値(平成23年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※
Ⅴ 援助を必要とする子どもや家庭のための支援						
個別の教育支援計画の作成率	H21 55.2%	100.0%	73.1%	66.6%	63.7%	B
児童虐待防止ネットワークを設置している市町村の率	H20 86.4%	100.0%	93.2%	100.0%	200.0%	A

(目標未達成の理由)

指標	評価	理由
個別の教育支援計画の作成率	B	全体としては昨年度より2.3ポイント上がっているが、震災への対応があり作成が難しい地域があったため、目標までの作成率には至らなかった。

＜基本方針Ⅵ＞次代の親の育成



＜基本方針の内容＞

次代の子どもを産み、育てやすい環境づくりが求められる中で、次代の親となるべき若者に対し、健康教育を行うとともに、家庭を築き子どもを産み育てることの意義について教育や啓発を図ります。

また、若者が自立して家庭を持てるようにするため、安定した就業に対する支援を進めるとともに、若者が互いに交流する機会を促進します。

＜平成23年度重点事業＞

キャリア教育充実事業

35,133千円

農業高等学校、工業高等学校、商業高等学校及び特別支援学校において、産業関連の知識や技能を子どもたちに習得させるとともに、地域に定着し、地域産業を担う人づくりのため、キャリア教育を推進した。

実績：農業高等学校 3校

新品種の大量増殖及び地元の特産品を使用した農業生産物や加工品の開発に向けた共同研究

工業高等学校 12校

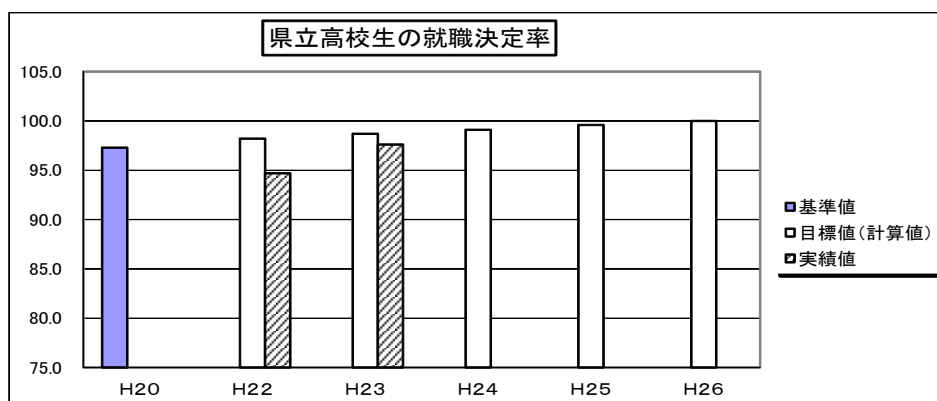
地域企業の熟練技能士等を活用した実習

商業高等学校 3校

地域企業と連携し地域の素材を活かした商品開発

特別支援学校 13校（高等部1年生 192人）

県内116事業所で就労体験



- 前年より改善したものの、東日本大震災の影響により浜通りを中心として県内求人数が減少したことや求人業種に偏りがあったことから、高校生の希望とマッチングしなかったため、就職決定率が目標値に到達しなかった。

若者交流促進事業

256千円

若者の出会いの場を創出するため、若者交流応援団体のネットワークを構築するとともに、広域的な交流活動に係る企画提案に対して補助した。

実績：うつくしま若者交流ネットワーク事業

若者交流事業実施団体の事例発表・意見交換会開催 1回
参加者数 52名

若者交流広報事業 若者交流のイベントを紹介するホームページ作成
企画提案型若者交流活動支援事業 6団体へ補助

<指標評価>

「基本方針VI」についての指標評価

施策に関する指標	基準値(計画策定時の値) A	目標値(平成26年度) B	計算値 C <small>基準値からの経過年数により算出したH23年度目標値</small>	実績値(平成23年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※
VI 次代の親の育成						
「性に関する教育」の手引き活用率	H21	84.4%	100.0%	90.6%	-%	-
薬物乱用防止教室受講者(保健所職員講師分)数	H19	28,469人	31,000人	29,554人	23,839人	-
県立高校生の就職決定率	H20	97.3%	100.0%	98.7%	97.6%	21.4%

(目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
「性に関する教育」 の手引き活用率	－	東日本大震災により、平成23年度調査中止。
薬物乱用防止教室受 講者（保健所職員講 師分）数	D	東日本大震災の影響により、県外に避難した 学生が多く、また、保健所職員もスクリーニン グ等の震災対応業務を優先したことにより開催 数及び参加生徒数が減少したと思われる。 （特に相双保健所管内の減少率が目立って顕著 であった。）
県立高校生の就職決 定率	C	前年より改善したものの、東日本大震災の影 響により浜通りを中心として県内求人数が減少 したことや求人業種に偏りがあったことから、 高校生の希望とマッチングしなかったため、目 標値に到達しなかったものと思われる。

参考

平成23年度少子社会対策関連予算（前年度当初予算との比較表）

「子育てしやすい福島県づくり条例」

平成23年度少子社会対策関連予算（前年度当初予算との比較表）

（単位：千円）

基本方針		当初予算	基本的施策		当初予算	行動計画		当初予算			
少子化対策予算 予算額計	Ⅰ 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり	22	642,142	1 安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制	22	140,562	(1) 安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備	22	140,562		
		23	2,685,751		23	2,157,769		23	2,157,769		
						2 不妊に悩む夫婦に対する支援	22	90,412	(1) 不妊に悩む夫婦に対する支援	22	90,412
							23	129,271		23	129,271
						3 親と子の健康づくりに対する支援	22	411,168	(1) 親と子の心と体の健康づくりに対する支援	22	399,541
							23	398,711		23	387,507
										(2) 食育の推進	22
									23	11,204	
		Ⅱ 子育ての支援	22	12,390,277	1 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備	22	31,432	(1) 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備	22	31,432	
	23		12,387,978	23		36,313	23		36,313		
					2 子育て家庭の経済的負担の軽減	22	8,702,670	(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減	22	8,702,670	
						23	8,693,574		23	8,693,574	
					3 地域における支援	22	1,568,958	(1) 子育て支援環境づくりに関する啓発・調査等	22	9,815	
				23		469,618	23		53,780		
						(2) 子育て支援団体等による子育て支援活動の充実	22		1,551,181		
							23	402,944			
						(3) 高齢者による支援	22	9,760			
							23	12,894			
				4 子育て支援サービスの充実	22	2,243,025	(1) 保育施設の整備の促進及び保育の質の向上	22	1,603,447		
					23	1,428,051		23	469,541		
								(2) 認可外保育施設への支援	22	21,418	
							23	20,405			
						(3) 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進	22	618,160			
							23	938,105			
				5 子育てしやすい生活環境の整備	22	1,339,889	(1) 子育てしやすい居住環境の整備	22	753,150		
					23	2,107,718		23	1,346,449		
							(2) 安心して子育てができるまちづくりの推進	22	586,739		
							23	761,269			
	Ⅲ 子育てと社会参加の両立のための環境づくり	22	2,782,781	1 男女共同参画による子育ての推進	22	5,341	(1) 男女共同参画の推進	22	3,543		
23		2,996,453	23		7,621	23		4,753			
							(2) 男性の子育て参画の推進	22	3,252		
								23	4,271		
					2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した環境の整備	22	2,776,514	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した働き方の普及促進	22	205,805	
						23	2,987,868		23	416,639	
								(2) 育児休業制度等の定着と充実	22	2,570,709	
								23	2,571,229		
					3 出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進	22	1,064	(1) 出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進	22	1,064	
				23		2,193	23		2,193		

基本方針		当初予算	基本的施策		当初予算	行動計画		当初予算		
IV 子どもの健やかな成長のための環境づくり	22	9,868,049	1 学校教育の充実	22	8,005,694	(1) 豊かなこころの育成	22	187,691		
	23	8,799,181		23	7,203,460		23	191,613		
							22	22,076		
							23	20,349		
							22	217,541		
					23	253,985				
					22	6,058,109				
					23	6,363,493				
					22	1,520,277				
					23	374,020				
				2 地域における教育等の充実	22	1,019,988	(1) 家庭教育への支援と地域と連携した教育の推進	22	20,025	
					23	794,660		23	8,829	
						22		147,946		
						23		113,678		
						22		643,230		
				23	425,025					
				22	72,498					
				23	82,406					
				22	187,753					
				23	183,368					
			3 放課後児童の健全育成の推進	22	670,513	(1) 放課後児童の健全育成の推進	22	670,513		
				23	690,497		23	690,497		
			4 子どもの権利や意見が大切にされる環境づくりの推進	22	1,882	(1) 子どもの人権に関する啓発	22	75		
				23	2,124		23	872		
				22	1,807	(2) 子どもの声を尊重した子育て環境づくりの推進	22	1,807		
				23	1,252		23	1,252		
			5 子どもにとって安全で安心な地域づくりの推進	22	354,263	(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	22	318,998		
				23	304,960		23	278,188		
				22	35,265	(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	22	35,265		
				23	26,772		23	26,772		
V 援助を必要とする子どもや家庭のための支援	22	6,419,320	1 障がいのある子どもや家庭に対する支援	22	2,941,908	(1) 障がいのある子どもやその保護者に対する支援	22	2,769,574		
	23	7,136,022		23	3,064,718		23	2,879,415		
					22	172,334	(2) 障がい児に対する保育の充実と教育的支援	22	172,334	
					23	185,303		23	185,303	
				2 家庭での養育が困難な子どもに対する支援	22	1,479,748	(1) 家庭での養育が困難な子どもに対する支援	22	1,479,748	
					23	1,512,041		23	1,512,041	
				3 ひとり親家庭に対する支援	22	1,973,237	(1) ひとり親家庭に対する支援	22	1,973,237	
					23	2,465,783		23	2,465,783	
				4 児童虐待の防止及び様々な被害にあった子どもに対する支援	22	1,494,299	(1) 児童虐待の防止体制の整備	22	6,768	
					23	1,593,367		23	79,077	
					22	1,487,531	(2) 被害にあった子どもに対する支援体制の整備及びその親に対する対応	22	1,487,531	
					23	1,517,656		23	1,517,656	
	VI 次代の親の育成	22	300,959	1 思春期における健康教育の推進	22	12,085	(1) 思春期における健康教育の推進	22	12,085	
		23	543,627		23	10,717		23	10,717	
				2 家庭を築き子どもを産み育てるための環境づくりの推進	22	288,874	(1) 家庭を築き子どもを産み育てることの意義に関する教育・啓発の推進	22	1,798	
					23	532,910		23	258,155	
					22	275,298		(2) 若年者の就業に対する支援	22	275,298
					23	263,497			23	263,497
					22	11,778		(3) 若者の交流等への支援	22	11,778
			23	11,258	23	11,258				

※ 項目間に事業の重複があるため、行動計画欄や基本的施策欄の合計が、必ずしも基本的施策欄や基本方針欄の合計と合致しません。

子育て支援対策関連震災復興対応事業(2月補正後)

(単位:千円)

		事業名	H23 現計予算額 (2月補正後)
表土改善		公立学校等校庭土壌緊急改良事業・教育施設表土改善事業	1,802,076
		県立学校施設内緊急環境改善事業	242,648
		表土改善事業	472,230
		保育施設等表土改善事業	476,112
		児童福祉施設等表土改善事業	166,166
		障害児施設等表土改善事業	41,901
線量低減化		教育施設線量低減化機器等整備事業	35,203
		線量低減化機器等整備事業	1,923
		保育施設等線量低減化機器等整備事業	9,052
		児童福祉施設等線量低減化実施事業	658
		障害児施設等線量低減化実施事業	564
		線量低減化活動支援事業	2,052,682
		都市公園環境緊急改良事業	1,086,461
		社会教育施設線量低減事業	60,090
環境改善		公立学校等校舎内緊急環境改善事業	1,617,039
		環境改善事業	401,825
		保育施設等環境改善事業	217,045
		児童福祉施設等環境改善事業	11,111
		障害児施設等環境改善事業	18,563
線量 モニタリング		保育施設等線量モニタリング事業(安心こども基金)	22,450
		児童養護施設等線量モニタリング事業(安心こども基金)	1,150
		障害児施設等線量モニタリング事業	481
節電対策		電力需給対策に伴う特別事業	2,687
仮設住宅等		仮設住宅に住む未就学児を対象とした保育事業	7,500
		県立学校施設応急仮設校舎等設置事業	2,305,525

子育て支援対策関連震災復興対応事業(2月補正後)

(単位:千円)

		事業名	H23 現計予算額 (2月補正後)
サテライト校		双葉地区教育構想緊急対応事業	20,765
		サテライト校の設置経費	68,649
		県立高等学校通学費補助事業	155,649
		サテライト校集約経費	39,642
		サテライト校就職支援事業	391
		サテライト校進学支援事業	262
		サテライト校受験者支援事業	640
		サテライト校等特別活動支援事業	27,107
	災害復旧		県立学校施設等災害復旧事業
		社会教育施設災害復旧事業	427,157
		私立学校等災害復旧事業	409,824
		保育所等災害復旧事業	173,356
		子育て支援事業設備等復旧支援事業	324,820
		児童養護施設災害復旧事業	10,581
		障がい福祉施設災害復旧事業	141,716
健康の保持・増進		県民健康管理事業	2,414,136
		県民健康管理事業(内部被ばく検査)	788,763
		線量計等緊急整備支援事業	3,340,369
		安心・安全のための学校給食環境整備事業	10,162
		学校給食検査体制整備事業	1,338,662
心のケア		緊急スクールカウンセラー派遣事業	9,383
		被災妊産婦支援事業	4,033
		被災乳幼児と家族の心のケア事業	14,098
		子どもの心のケア事業	60,296
		震災遺児等家庭相談支援事業	8,052
		子どもの発達支援事業	32,081
安心して子どもを育てられる環境づくり		東日本大震災被災児童支援基金事業	70,458
		保育料の減免に対する支援	563,340
		ふくしまっ子体験活動応援事業	4,470,722
生き抜く力を育む人づくり		私立学校被災児童生徒等就学支援事業	354,421
		被災児童生徒等就学支援事業	1,626,661
		被災児童生徒等臨時特例就学支援事業	2,764
人材育成		看護師を目指す人材の育成を支援する事業	1,269
			33,363,170

子育てしやすい福島県づくり条例

子どもは、いつの時代においても「社会の宝」であり、「未来への希望」です。将来の福島県を担う子どもが、家庭や地域の愛に包まれながら、心身ともに健やかに育つことは、私たち福島県民すべての願いです。

しかしながら、近年の子育てを取り巻く環境は、核家族化や少子化、さらには急激な都市化の進行により、大きく変化し、子育てしている家庭の孤立化を招くとともに、子育ての不安や負担が増大しており、それらの解消が大きな課題となっています。

幸い、本県では、厳しくも豊かな自然や地域の伝統、文化により実直で他者を思いやる県民性がはぐくまれ、また、人づくりが地域の発展の礎との考えから、いにしえより子どもの教育に地域全体で力を入れてきた歴史があります。

例えば、江戸時代の会津藩の「^{じゆう}什の^{おきて}掟」は、藩校日新館に入る前の幼少の子どもへの教えであり、うそを言ったり、弱いものをいじめたりしてはいけないなど、現代にも通じる内容が含まれており、子どもの健やかな成長を願う心として会津地域の人々に受け継がれています。本県における子育てを考えると、大切な精神文化の一つであると思われまます。

このような歴史を有する本県において、今日、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、子育ての喜びや楽しみが実感できる環境を確立するためには、仕事と生活が調和し、子育ての基盤となる家庭が円満となるよう、家族が互いのきずなを確かめ合い、保護者と子どもが共に育ち合うという考え方が重要です。また、地域における人と人とのつながりを深め、行政機関はもとより、県民、事業主、関係機関、関係団体などが相互に連携と協力をして、社会全体で子育てをしていくことが求められています。

そのため、福島県は、子育て支援についての基本的な考え方を明らかにし、県民一人一人が子どもに対する深い愛情と子育てに対する使命感を持ち、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築くため、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、子育て支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業主及び保護者の役割を明らかにするとともに、子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援を推進し、県民が安心して子ども

を生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 子育て支援 県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備のための県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体の取組をいいます。
- 二 子ども 十八歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除きます。）をいいます。
- 三 保護者 親権者、未成年後見人その他現に子どもを保護、監督する者をいいます。

(基本理念)

第三条 子育て支援は、次に掲げる事項を踏まえて、社会全体で推進されなければなりません。

- 一 子どもの権利及び利益が尊重され、子どもが家庭や社会の一員として健やかに成長できるよう配慮すること。
- 二 家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が、子育てについての第一義的責任を有するものであること。
- 三 県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体が相互に連携し、協力すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有します。

(県民及び地域社会の役割)

第五条 県民及び地域社会を構成するものは、基本理念に基づき、子育て支援の重要性について関心を持ち、理解を深め、県民と地域社会が一体となって、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(事業主の役割)

第六条 事業主は、基本理念に基づき、その雇用する者の仕事と生活の調和が図ら

れるように必要な雇用環境の整備に努めるものとします。

- 2 事業主は、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(保護者の役割)

第七条 保護者は、基本理念に基づき、自らが子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるものとします。

(基本的施策等)

第八条 県は、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- 一 子ども及び子どもを生み、育てる者の保健医療体制の充実及び健康の増進を図ること。
- 二 子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図ること。
- 三 子どもを生み、育てる者に対する相談又は情報提供を行う体制の整備を図ること。
- 四 子ども及び子どもを生み、育てる者に配慮した居住環境その他の生活環境の整備を図ること。
- 五 子どもを生み、育てる者の仕事と生活の調和が図られるよう支援すること。
- 六 命の大切さ、子育ての意義及び子育てにおける家庭の果たす役割について、教育及び啓発を行うこと。
- 七 障がいのある子ども及びその家庭への支援その他の援助を必要とする子ども及び家庭への支援を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、子育て支援に関する必要な施策

(基本計画の策定)

第九条 知事は、前条各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定しなければなりません。

- 2 基本計画は、子育て支援に関する施策の基本的事項について定めるものとします。
- 3 知事は、基本計画を策定し、又は変更するにあたっては、県民の意見を反映させるために必要な措置をとるものとします。

4 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとします。

(推進体制の整備)

第十条 県は、子育て支援に関する施策を市町村、県民、事業者その他子育てに係る機関又は団体との連携の下に推進するため、必要な体制を整備するものとします。

(財政上の措置)

第十一条 県は、子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置をとるものとします。

(年次報告)

第十二条 知事は、毎年、福島県議会に、基本計画に基づいて実施した施策について報告しなければなりません。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第十二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行します。
- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第九条第一項の規定により定められている計画は、第九条第一項の規定により定められた基本計画とみなします。